

他市の自治基本条例を読む

多摩市自治基本条例(平成16年3月31日公布)	条例比較解説	大和市自治基本条例(平成16年10月7日公布)
<p>(前文) 私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。 私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。 私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。 そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。 このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。</p>	<p>日本国憲法にならい、前文をつけることが一般的。前文は、本文(条文)と異なり、法的効力はないとされるが、自治基本条例づくりに参加した市民の「思い」などを表現するものとなっている。 主語を「私たち」とした多摩市に比べ、「市民、市議会及び市長」とした大和市は、市が誰によって構成され、誰がこの条例を守るべきかを明示している。 なお、自治基本条例の前文は通常「ですます調」で書かれる傾向にあるが、多摩市は条例全体を「ですます調」とした初めての自治基本条例である。川崎市自治基本条例も全文に「ですます調」を採用している。</p>	<p>(前文) 大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。 21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。 そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。 「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。 ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。</p>
<p>第1章 総則</p>		<p>第1章 総則</p>
<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市(以下「市」といいます。)の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。</p>	<p>自治基本条例は、憲法で保障された「地方自治の本旨」に基づくとする多摩市に対し、大和市は「地方自治の本旨」には前文で触れ、それも含めた大和市としての「自治の基本理念」に則としている。大和市の目的の方が、より自治的である。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。</p>
<p>(条例の位置付け) 第2条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。</p>	<p>いずれも、自治基本条例が他の条例よりも上位にある「最高規範」であることを明記しているが、大和市は、具体的にこの条例をどう扱わなくてはならないかまで記述している。</p>	<p>(最高規範性) 第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。</p>

他市の自治基本条例を読む

多摩市自治基本条例(平成16年3月31日公布)	条例比較解説	大和市自治基本条例(平成16年10月7日公布)
<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 私たちのまちの自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。 (2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。 (3) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。 (5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。</p>	<p>定義では、市民、市、市の執行機関(長だけではないことの確認)、参加(参画)、協働などが出てくることが多い。 市民には、在住だけでなく、在勤、在学、在活動、事業者も含むことが一般的。但し、住民投票の請求権・投票権などは、在住者に限られるとして、住民投票に関する条文で別途規定したりする。 外国籍と明記していなくても、特に排除はしていないので含まれていると言える。</p>	<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。 (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。 (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。</p>
第2章 基本原則		第2章 自治の基本原則
第1節 基本原則		
<p>(基本原則) 第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。 (1) 性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されること。 (2) 市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりに関する互いの情報を共有すること。 (3) 市民の自主的・自立的な参画が保障されること。</p>	<p>ニセコ町まちづくり基本条例以来、基本原則には、情報共有と参加・協働といった「住民自治」(内部的な自治)に基づくものを入れる自治体が多い。大和市は一步踏み込んで、法令自主解釈、財政自治原則、対等・協力原則といった「団体自治」(対外的な自治)に関するものも入れて、自治体としての自主自立を表明している。</p>	<p>(参加及び協働の原則) 第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。 (情報共有の原則) 第5条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。 (法令の自主解釈) 第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。 (財政自治の原則) 第7条 市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、用途を決定する財政自治を原則とする。 (対等及び協力の原則) 第8条 市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、協力することを原則とする。</p>
第2節 市民の役割		第3章 市民
		第1節 市民

他市の自治基本条例を読む

多摩市自治基本条例(平成16年3月31日公布)	条例比較解説	大和市自治基本条例(平成16年10月7日公布)
<p>(市民の権利) 第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。 2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。 3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。</p>	<p>市民の権利も、ニセコ町まちづくり基本条例以来、情報への権利と参加の権利を挙げる自治体が多い。権利は、憲法ですでに保障されているものには触れず、自治体で保障可能なものだけを追加的に挙げるのが一般的である。 杉並区自治基本条例では、地方自治法で定められた権利(行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに長等の解職請求権等)も、確認的に挙げている。</p>	<p>(市民の権利) 第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。 2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。 3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知ることができる。 4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。</p>
<p>(市民の義務) 第6条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとします。 2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとします。</p>	<p>「義務」は「責務」より法的効力が強いとされるため、「責務」を使う自治体が一般的である。 参加するにあたっての発言や行動に責任を持つことを挙げる自治体が多く、憲法も前提とする自由主義(リベラリズム)に則り、参加することそのものを責務とする(強制する)ことはしない。 その意味で、大和市は、自治の主体として自治を推進する責務を挙げており、共同体主義(コミュニティアニズム)の要素が若干強い。前市長のもとで進められた、市民自治区構想を支える条文と言える。</p>	<p>(市民の責務) 第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。 2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。</p>
	<p>子どもの政治的権利は、憲法にも地方自治法にも規定がないため、自治基本条例で定められる領域である。 大和市の議会提出時の条例案には、「子どもは、年齢に応じて政策形成等の過程に参加することができる。」(条例案第11条1項)という条文も含まれていたが、議会で削除された。</p>	<p>(子ども) 第11条 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。</p>
<p>第3節 コミュニティの役割</p>		<p>第2節 地域コミュニティ</p>
<p>(コミュニティ) 第7条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。</p>	<p>市民が自主的に形成するコミュニティを、自治の重要な担い手と考え、自治基本条例のなかで条文を立てて、その位置づけを図る自治体もある。 大和市は「地域コミュニティ」に限定しているのに対し、多摩市の「コミュニティ」にはNPOやサークルのような「テーマコミュニティ」も含まれているものと考えられる。</p>	<p>(地域コミュニティ) 第12条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団(以下この条において「地域コミュニティ」という。)が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てよう努めるものとする。 2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。 3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。 4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。</p>

他市の自治基本条例を読む

多摩市自治基本条例(平成16年3月31日公布)	条例比較解説	大和市自治基本条例(平成16年10月7日公布)
<p>第4節 市議会の役割 (市議会の設置) 第8条 住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。</p>	<p>市議会の設置は、憲法に定めがあるため、自治基本条例で設置規定を設ける必要はないが、国の法に基づくだけでなく、市民の信託によっても設置されていることを宣言する意味がある。川崎市自治基本条例にも、議会の設置規定がある。</p>	<p>第4章 市議会</p>
<p>(市議会の権限) 第9条 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。 2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。</p>		
<p>(市議会の責務) 第10条 市議会は、その権限を行使することにより、私たちのまちの自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければなりません。 2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。</p>		<p>(市議会の責務) 第13条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。 2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。 3 市議会は、保有する個人情報保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。</p>
<p>(市議会議員の責務) 第11条 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。</p>	<p>議会としての責務とは別に、議員各人の責務を設けるものも一般的になってきている。</p>	<p>(市議会議員の責務) 第14条 市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。</p>
<p>第5節 市長の役割 (市長の設置) 第12条 住民の直接選挙により選ばれた、市の代表として、市長を置きます。</p>	<p>議会の設置と同様、市長の設置は、憲法に定めがあるため、自治基本条例で設置規定を設ける必要はないが、国の法に基づくだけでなく、市民の信託によっても設置されていることを宣言する意味がある。川崎市自治基本条例にも、市長の設置規定がある。</p>	<p>第5章 市長</p>

他市の自治基本条例を読む

多摩市自治基本条例(平成16年3月31日公布)	条例比較解説	大和市自治基本条例(平成16年10月7日公布)
<p>(市長の権限) 第13条 市長は、私たちのまちの自治を発展させるとともに、市民の福祉を向上させるための政策を推進し、市を代表する権限を有します。</p>		
<p>(市長の責務) 第14条 市長は、第4条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。 2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。</p>		<p>(市長の責務) 第15条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。 2 市長は、執行機関の政策形成等が、第2章に定める自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。 3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。 4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。</p>
	<p>市職員の責務で1つの条文とするのは珍しい。多摩市の第16条3項のように、執行機関の組織の条文に、職員に関する項目も入れることが多い。</p>	<p>(市職員の責務) 第16条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p>
		<p>第6章 行政運営の原則</p>
		<p>第1節 総合計画</p>
<p>地方自治法に定めのある総合計画(基本構想、基本計画)について、自治基本条例でも、行政運営の原則として定めることが多い。この条文がない多摩市は、むしろ珍しい。</p>		<p>(総合計画) 第17条 総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第26条において同じ。)は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。</p>
		<p>第2節 執行機関</p>
	<p>大和市は、第2節 執行機関で、市民参加(第18条)、行政評価(第20条)、情報公開(第22条)、個人情報保護(第23条)、行政手続(第24条)を網羅的に挙げ、具体的には個々に条例で定められている。 自治基本条例のなかで、例えば、市民参加の制度を中途半端に規定するのではなく、詳細は個々の条例に委任し、自治基本条例はそれらの制度を一覧化するというスタイルをとっている。最高規範らしい定め方であると言える。</p>	<p>(運営原則) 第18条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。 2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。 3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。 4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。</p>

他市の自治基本条例を読む

多摩市自治基本条例(平成16年3月31日公布)	条例比較解説	大和市自治基本条例(平成16年10月7日公布)
<p>第6節 市の執行体制 (市の自立) 第15条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとします。 2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。</p>	<p>大和市が自治の基本原則に入れていた対等・協力原則を、多摩市は市の執行体制のところにしている。</p>	
<p>(市の組織体制) 第16条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。 2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。</p>		<p>(執行機関の組織) 第19条 執行機関の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものでなければならない。</p>
		<p>(行政評価) 第20条 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。 2 前項に規定する行政評価に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>
<p>第3章 情報の共有 (情報共有) 第17条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければなりません。 2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な措置を講じなければなりません。</p>	<p>ニセコ町まちづくり基本条例以来、多摩市のように、基本原則に掲げた情報共有、参加・協働について、章ないし節を立てて、改めて規定を置くスタイルが普及している。</p>	

他市の自治基本条例を読む

多摩市自治基本条例(平成16年3月31日公布)	条例比較解説	大和市自治基本条例(平成16年10月7日公布)
<p>(情報公開) 第18条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。</p> <p>(個人情報の保護) 第19条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的な権利を擁護し、信頼される市政を実現しなければなりません。</p> <p>(説明・応答責任) 第20条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果さなければなりません。 2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。</p>		<p>(説明責任) 第21条 執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。 2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。</p> <p>(情報公開) 第22条 執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。 2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(個人情報の保護) 第23条 市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。 3 前2項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>
		<p>(行政手続) 第24条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。 2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(出資法人に対する指導等) 第25条 執行機関は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営がこの章に定める規定の例により行われるように指導及び助言を行うものとする。</p>
		<p>第3節 財政</p> <p>(財政の健全性の確保) 第26条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(財産管理) 第27条 執行機関は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。</p> <p>(財政状況等の公表) 第28条 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。</p>

他市の自治基本条例を読む

多摩市自治基本条例(平成16年3月31日公布)	条例比較解説	大和市自治基本条例(平成16年10月7日公布)
第4章 参画・協働		
第1節 参画・協働		
<p>(参画・協働)</p> <p>第21条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。</p> <p>2 市の執行機関は、第5条第1項及び第2項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければなりません。</p>		
<p>(参画の保障)</p> <p>第22条 市の執行機関は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、市民が参画できないことにより、不利益を受けることのないよう、配慮します。</p>	<p>参加しないことで不利益を受けないという規定は、ニセコ町まちづくり基本条例で初めて設けられたものであるが、市民に参加を強制することはできないという自由主義(リベラリズム)的な考えが、ここにも表れている。</p> <p>自治基本条例は、実質的には、市民全般に自治への参加を期待するものというより、参加したい市民の権利を保障するものであると言えるかもしれない。</p>	
第2節 参画の形態		
<p>(参画の形態)</p> <p>第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。</p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>(2) 公聴会等への参画</p> <p>(3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)への参画</p> <p>(4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明</p> <p>(5) アンケート調査等への意見表明</p> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。</p>	<p>市民参加の制度は、自治基本条例の目玉となる規定というイメージが生まれ、自治基本条例を市民参加条例をも併呑したスーパー条例のような見方がなされてきた(逆に、市民参加条例は、自治基本条例の不完全版といった印象)。しかし、高橋秀行・岩手県立大学教授が言うように、参加の手法を詳しく規定し、参加の対象となる条例、計画、事業などを定め、どんな対象の場合にどんな手法を使うといった「マッチングルール」が定められないと、実効性のある市民参加の制度とはならない。その意味で、自治基本条例では市民参加の制度を規定せず、別に市民参加条例で定めるとする大和市のようなスタイルがよいだろう。</p>	
<p>(計画策定等への参画)</p> <p>第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとします。</p>		

他市の自治基本条例を読む

多摩市自治基本条例(平成16年3月31日公布)	条例比較解説	大和市自治基本条例(平成16年10月7日公布)
<p>(事業実施における参画) 第25条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。 2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、協働を進めるものとします。</p>		
<p>(評価への参画) 第26条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとします。 2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます。 3 市の執行機関は、前2項の評価を施策に反映するよう努めるものとします。</p>		
<p>第3節 参画への支援</p>		
<p>(参画への支援) 第27条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなりません。</p>		
	<p>地域性の濃い重要案件について、自治基本条例でビジョンを宣言しておくこともできる。</p>	<p>第7章 厚木基地 (厚木基地) 第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。 2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。</p>
<p>第5章 住民投票</p>		<p>第8章 住民投票</p>
<p>(住民投票) 第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。 3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。</p>	<p>間接民主制を補完する直接民主的な制度として、住民投票を活用する動きが高まり、住民投票条例を制定する自治体のほか、自治基本条例のなかで住民投票を制度化するのも一般的である。</p>	<p>(住民投票) 第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>

他市の自治基本条例を読む

多摩市自治基本条例(平成16年3月31日公布)	条例比較解説	大和市自治基本条例(平成16年10月7日公布)
<p>(住民投票の発議・請求) 第29条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。 3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p>	<p>住民が請求する場合の定め方には、大きく2つのタイプがあり、(1)有権者の50分の1以上が住民投票を行うための条例制定を市長に請求するという、地方自治法で保障された直接請求の手続きに従うものと、(2)有権者の3分の1以上といった厳しい要件を課す代わりに、住民投票の請求があれば、市長は必ず実施しなくてはならないという「常設型住民投票条例」がある。(1)であれば、自治基本条例で定めなくてもできることであり、地方自治法で保障されている制度を確認したにすぎない。 なお、住民投票の請求権・投票権を持つ者の年齢は、公職選挙法による通常の選挙と同じである必要はない。大和市では、在住の16歳以上としており、全国最年少の規定である。</p>	<p>(住民投票の請求等) 第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。 6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。</p>
<p>第6章 自治推進委員会の設置等 (自治推進委員会の設置) 第30条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。 5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による6人以内の委員をもって構成します。 6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>		
		<p>第9章 その他 (他の自治体との連携) 第32条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。</p>

他市の自治基本条例を読む

多摩市自治基本条例(平成16年3月31日公布)	条例比較解説	大和市自治基本条例(平成16年10月7日公布)
<p>(委任) 第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとします。</p>		<p>(委任) 第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市議会及び執行機関が別に定める。</p>
<p>附 則 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。(平成16年規則第50号で平成16年8月1日から施行)</p>	<p>自治基本条例の最高規範性を担保するため、他の条例に比べて、改廃のハードルを高くする試みもある。通常の条例であれば、議会の出席議員の過半数の賛成で改廃できるが、3分の2以上にするとか、住民投票での過半数の賛成も必要にする、といったアイデアが出されている。 地方自治法では、条例の制定・改廃は議会の過半数でできるとされているため、特定の条例について、議決要件を強化したり、議会の議決だけでは成り立たないとするのが、地方自治法に抵触しないかについては意見の分かれるところである。 また、改廃だけでなく、制定にあたっては、施行後2年以内に自治基本条例の存続の可否を問う住民投票をする、といったアイデアも出ている。</p>	<p>附 則 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第18条第4項、第20条第2項及び第31条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。</p>